附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（牧野法施行規則の一部改正）

第二条　牧野法施行規則（昭和二十五年農林省令第八十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「（一年有効）」を削る。

（牧野法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の牧野法施行規則別記様式第一号及び別記様式第二号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式（本則関係）

（第１面）

第　　号

立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　名

氏　名

生年月日　　年　月　日生

写真

年　月　日交付
年　月　日限り有効

農林水産大臣（地方農政局長・北海道農政事務所長・沖縄総合事務局長）、
都道府県知事（市町村長・区長）、
独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長、
独立行政法人家畜改良センター理事長、
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長
又は国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法　令　の　条　項	該当の有無

（備考）１　この証明書は、用紙１枚で作成することとする。

２　法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

３　該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。

４　記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第２面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

５　裏面には、参照条文を記載することができる。

６　第１面の押印は、第２面の法令の条項の欄に記載する各法令の条項に関し、当該法令の条項に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書の様式を定める他の法令において当該証明書に押印が求められていない場合には、これを省略することができる。